

第1回ワーキングチーム（平成28年11月4日）における主な意見（案）

【1. 公認心理師のカリキュラム等に関する基本的な考え方について】

- 法第2条に挙げられている4つの行為ができるようにカリキュラムを考えるべきではないか。
- 医学教育では、最低限教えるべき内容を定めた「モデル・コア・カリキュラム」があり、本格的な臨床実習が始まる前に全国共通試験であるCBT（Computer Based Testing）に合格することで一定程度の医学的知識を担保し、実習での学びと合わせて、国家試験につなげることを想定している。これと同様に、公認心理師教育においても、大学及び大学院で学習すべき内容を検討すべきである。ペーパーテストの国家試験に合格すれば良いということではない。
- 大学及び大学院ごとに学習内容が大きく異なることがないように、医学教育の「モデル・コア・カリキュラム」のような要点をまとめた基準を作成した方がよいのではないか。
- OBE（Outcome-based education）という考え方に基づき、公認心理師のあるべき姿を想定し、必要なカリキュラムを考えるべきである。
- 大学卒業後の実務経験を経て受験する者が、実務経験を通して自学自習するには、専門的な質の高いスーパービジョンが必要ではないか。
- 大学卒業後の実務経験施設、大学及び大学院における実習施設においては、質の高い指導プログラムを提供できる施設が受け入れるべきではないか。
- 国家資格の取得はゴールではなくスタートである。既存の国家資格の中で、公認心理師のように、養成課程において実務経験が必要な場合と実務経験が必要ない場合の双方を規定しているような資格は知り得る範囲ではないので、大学卒業後の実務経験と大学院の教育内容について、どのように整合性を取るのか議論したい。
- 大学卒業後の実務経験の期間は、大学院での教育内容を踏まえて議論が必要である。公認心理師は汎用性の資格だが、その汎用性をどのように担保するのが難しい。公認心理師になる前及び公認心理師になった後の研修が大事ではないか。
- 公認心理師になった後の研修については、この検討会の検討事項ではないので、決めることは難しいのではないか。
- 公認心理師は大学院修了レベルの資格と考えるべきであり、大学院での教育内容も試験に出題すべきではないか。大学卒業後の実務経験者も自学自習して大学院での教育内容を学ぶことが自然ではないか。
- 大学院修了レベルとはどのようなレベルなのか不明確である。大学院によって教育内容は大きく異なるのではないか。
- 学生の段階で最先端の知識を身につけても、10年後には古くて使えなくなってしまう可能性もあるため、資格取得後も自らを育てるという考え

方を学生の段階で身につけることが必要ではないか。

- 6年で1つの養成課程と考え、大学では基礎的な内容を学び、大学院では実践的な内容を学ぶべきであり、国家試験については大学及び大学院の教育内容から出題すべきではないか。
- 現実的には技能を国家試験で問うことは難しく、技能の基礎となる知識を問うべきではないか。

【2. ワーキングチームにおける検討事項等】

- 経過措置として、施行前に大学又は大学院に入学した者は、法施行後に大学に入学する者と比べて、国家試験で不利にならないようにすべきではないか。むしろ有利になるくらいにすべきではないか。
- 現任者についても、講習会を受講した上で国家試験も受ける必要があるため、受験資格を与える基準（雇用形態、勤務時間数等）は厳しくしなくても良いのではないか。
- 法第7条第1号及び第2号における科目と法附則第2条における科目は一致させることは現実的には難しいのではないか。
- 用語の定義を明確にすることは大事である。
- 日本学術会議は大学の学部教育に関心が強く、文部科学省から依頼を受け、さまざまな分野における大学学部で最低限学ぶべき内容をまとめた「参照基準」を作成している。公認心理師のカリキュラムにおいても、シラバスや教科書を作り内容を規定すべきではないか。
- 医師国家試験では「ブループリント」という出題基準があるが、公認心理師の試験内容にどのような内容をどの程度入れるのかということについては、大枠を決めて、施行後5年の見直しで再検討すればよい。

【3. その他】

- 臨床心理士は2年間の養成課程だったが、公認心理師は6年間の養成課程であるため、より厚みのある心理師が生まれるのではないか。
- 臨床心理士養成大学院では、科目の内容まで規定していないため、大学院によって授業内容がバラバラであるが、公認心理師では科目名だけでなく、教育内容まで決めるべきではないか。
- 臨床心理士以外に120～130程度の心理職の資格があるので、経過措置を考える場合、どの有資格を対象とするのかを決めることは難しいのではないか。
- 臨床心理士が公認心理師資格を取得することで、社会から求められるものをより自覚することができる。
- 学生同士で場面を想定して技術を確認することは演習だと考えるが、現場に出て先輩の業務を後ろで見ることは見学実習として実習に含まれるのか、検討すべきではないか。本来の実習とは、自ら実際に業務を行うことではないか。実習の質を担保することは大切である。

- ヒアリングする団体は臨床心理士関係の団体が多いが、臨床心理士以外の資格における意見の反映方法について検討すべきではないか。
- 恐らくヒアリング団体ごとに良い点、悪い点があり、良い点を集めて公認心理師のカリキュラムを作成することになると思うが、良いところ取りを行った結果、実現不可能のカリキュラムにならないようしっかり検討すべきである。
- 昔、厚生労働科学研究費の研究事業で調べたが、当時は各大学で開講されている心理の科目名がバラバラで統一されていなかった。現実を踏まえてカリキュラムを検討した上で、専門性、汎用性を持った社会に貢献できる公認心理師を養成すべきではないか。
- 今の心理の大学院生で大学ときに心理学を学んでいない者は、応用が利かない者が多いため、大学では基礎を学ぶことが大事ではないか。
- 精神医学と心理学のつながりは深いため、大学でも精神医学を学ぶことは必要ではないか。同時に、公認心理師のカリキュラムをまとめることで、混沌としている心理の業界も整理できればよいのではないか。
- 医師の指導医制度と心理士のスーパービジョンは異なるものである。心理士のスーパービジョンは、一人一人対応が異なり、個人と個人の変数を考えて行っている。ただ、スーパービジョンで身につけた内容を試験で問うことは難しいのではないか。
- 教育現場では、子ども達のために、連携しチームとして動くことができるスクールカウンセラーが必要ではないか。
- 福祉分野の心理職の業務では、児童虐待が多いが、このような困難事例に対処できるようにすべきではないか。
- 心理学部等の卒業者が毎年何名程度いるのか調査すべきではないか。公認心理師資格を取得した者の就職先の確保につなげるためにも、心理職のニーズがあるのか調査しておくべきではないか。
- 国家試験の選択肢に禁忌肢を入れるべきではないか。

以上